

○議長（茅沼隆文）

日程第15、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成17年開成町条例第19号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成25年2月12日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、説明のほうをさせていただきます。1ページおめくりください。専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書、町長の専決処分事項に関する条例（平成17年開成町条例第19号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成25年1月30日、開成町長、府川裕一。

町は、町道の舗装の陥没により物件に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

損害賠償の額、金1万4,280円。2、損害賠償の相手方、神奈川県小田原市栢山在住の方、大変申しわけありませんが、個人情報という観点から個人を特定するものにつきましては削除させていただきましたことをご承知ください。

参考、事故の概要、平成25年1月11日午後3時頃、町道119号線を通行中の自動車、軽自動車であります。が、開成町吉田島4279番地付近の舗装陥没箇所を通過したところホイール及びホイールキャップを損傷した。

それでは、詳細な説明のほうをさせていただきます。まず、専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項において、「普通公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。」という規定がございます。これを受けて、町では、町長の専決処分事項に関する条例が平成17年に策定されております。この条例は、地方自治法第180条第1項の規定により、法律上、町の義務に属する損害賠償額の決定で、1件50万円以内のものについては、町長において専決処分をすることができるものと定めています。

また、地方自治法第180条第2項では、前項の規定により専決処分したときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならないとされております。今回、これでご報告させていただいております。

それでは、事故の内容について、再度説明をさせていただきます。

本件につきましては、今年の1月11日午後3時ごろ、町道119号線旧堤防敷の町道で、県西地域県西総合センターの東側から高台病院のほうに向かう道路でご

ございます。それを高台病院方面から県西総合センター方面に走行中の車両が、吉田島4279番地先、小田原エンジニアリング駐車場付近に差しかかったときでございます。舗装陥没箇所を通過したところ、ホイールとホイールキャップを損傷したものでございます。舗装の陥没につきましても、大型車両等の通過により、小さな舗装の亀裂が拡大しておりましたので、アスファルト舗装にて補修を行ってまいりましたが、一部はぎ取られたような状態であり、その深さは、舗装の厚さであります5センチ弱に達しておりました。ここを通過中、対向車があり、避けようとしたんですけれども、ちょっと避けられなかったということで、タイヤが陥没箇所にはまり、ホイールとホイールキャップの損傷が発生したものと推測されております。

町道の舗装の陥没につきましても、町の道路管理上の手落ちというものがございしますので、その修理代金1万4,280円を求められたものでございます。

これに対しましては、町が加入しております、全国町村会総合賠償補償保険に照会いたしましたところ、1月30日に相手方と示談というものをしております。

なお、和解金の1万4,280円につきましても、先ほど説明申し上げました、全国町村会総合賠償補償保険によって補填がされます。

また、今回事故があった場所につきましても、事故があった後、すぐ応急的な補修は行っております。また、今回の陥没箇所を含めまして、町道119号線につきましても、平成24年度の舗装打ちかえを予定する箇所にもなっております。

以上で、説明は終わらせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。なお、報告に対する質疑ですので、直接内容に関するものにしていただきます。

それでは、ちょっとお待ちください。質疑に入る前に、暫時休憩いたします。再開を4時15分といたします。

午後4時04分

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午後4時15分

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

大変申しわけありませんでした。ただいま報告させていただきました専決処分の報告内容につきましても、一部誤りがありましたものですから、報告書を差しかえのほう、ひとつよろしく願いいたします。

誤りは、町長の専決処分に関する条例の日付と条例番号であります。上から3行目、平成22年11号と新しく訂正されておりますが、旧は平成17年の19号でございました。

その次のページの、専決処分書につきましても、やはり同じ誤りがありました。

大変申しわけありませんでした。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

改めておわび申し上げます。報告第1号について、差しかえという自体、前回も、議運の委員長さんから指摘をされましたけれども、改善ができていなかったということで、改めて議会に出すものに対してはこれ以降、再チェックをして出したいと思っておりますので、どうぞお許しを願いたいと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

それでは、報告に対する質疑に入ります。直接内容に関するものにしてください。

それでは、質疑をどうぞ。

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

7番、小林哲雄です。実は、この119号線、私もよくドライブがてら通るのですが、至るところに穴がある。ほかの町道でも同じことが言えるのですが、財政の状況で、そういう状況があるというのは承知して、本当は早目に直してほしいなど。まず先ほどの説明で、平成25年の打ちかえ箇所が今回の場所であるということなんですが、全体的に119号を通したとき、もう打ちかえ終わったところ、まだ終わっていない穴の開いているところ等々がありますので、あと何年ぐらいで119号線の打ちかえが終了するのか、確認をいたします。

もう一点、今回、道路管理者の責任ということで、道路管理者をもっと意識して仕事をしてほしいような気がいたしますが、今回、軽自動車がある程度、道路の穴に車輪を入れて、ホイール等が損傷したということなんですが、実際に交通事故を起こすと、相手も悪い場合があるわけですね。今回は、うちの道路が全て悪いのか。相手との過失相殺の割合があったのかどうか。その辺の確認もさせてください。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

まず工事の延長、舗装打ちかえなど、どのくらいかかるかということでございますが、町道119号線は、約1,800メートルございます。そのうち約850メートルが、今年度24年度で終了する予定になっております。あと25年度、26年度この2カ年かけまして約350メートルをやる予定で現在動いております。

過失相殺の関係であります。道路管理者である町の管理ミスということで、全面的に悪いという話からなっております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

実は、多分制限速度時速30キロですよ。ですから、かなり40キロですか。そんなに飛ばしてないんだけど、そういうことになったと。

今回思ったのが、軽自動車でよかったなど。あれがもしオートバイだったら、もっと大変なことになったということで、道路管理者の責任を痛感していただきたいなというふうに思っております。

今、119号線の総延長が1,800メートルと言いました。その辺の中で、平成25年度までに約850メートルが終わって、あと25年、26年で350メートルと、合計しても1,800メートルにまだ足りないのです。あと600メートル足りないということなんですが、その辺について、もう一度説明を確認したいのと。

もう一点、舗装の打ちかえをする場合に、財政が厳しい中で、路盤まで入れかえるのか。それとも路盤は既存のものを使って、表層だけを打ちかえているのか。その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課区画整理担当・基盤整備担当主幹（熊澤勝己）

小林議員のご質問にお答えします。119号線の舗装の打ちかえにつきましては、全長は1,800メートルと先ほど課長が報告しましたけれども、打ちかえ計画につきましては、1,200メートルの計画でいます。

あと路盤のほうなんですけれども、舗装の構成の中で、現在119号線は、表層と上層路盤、下層路盤という形の舗装構成になっています。今回打ちかえる部分につきましては、表層はそのまま同じ厚さで、路盤の一部を削って、基層という形の中で入れて、残りの路盤は今の既設のままを利用するという打ちかえ計画です。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

実は、あそこの場合は、足柄衛生組合にかなり車が行くと、し尿処理の車。今は湯河原、真鶴の車もかなりあそこを通っているのではないかなというふうに推測されるので、また、ダンプ等大きな車も、やはり信号がないので、あそこを利用すると。今日の開成町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の3種の4級になるのか、5級になるのか、この辺がわかれば教えてほしいのと。

今の舗装構成で、従来はアスファルトの表層が5センチあって、その下に上層路盤があって、下層路盤があると。今回は、その上層路盤を一部削って、表層の下に基層を設けると。これは5センチなのか、10センチなのか、その辺の確認をさせていただきたいのと。

あと総延長1,800メートルで、計画が1,200メートルということなので、

残りの600メートルの場所とこれは当分計画がないのか。その辺の確認をさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

119号線の道路の区分ですが、これは3種4級ということになっております。

それとあと、舗装構成の関係なんですけど、先ほどうちの主幹が言いましたとおり、表層は5センチの上層路盤が10センチ、下層路盤が20センチであったものを、表層が5センチ、それから基層が5センチ、それとあと上層路盤が5センチの下層が20センチということで、現在の舗装設計基準に基づいた形で施工をしていきたいというふうに思っています。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課区画整理担当・基盤整備担当主幹（熊澤勝己）

場所につきましては、ご報告します。今現在、119号線の舗装の打ちかえが、旧河村電線跡地のちょうど入り口のところになっています。そちらから南足柄側に向かって、24年度舗装を、大体GRCの入り口の手前までという形で行う予定でいます。それ以降、25年度以降ですけれども、それから北側の高台病院側に向かっての施行箇所になります。

やらない箇所といいますと、高台病院の前は一度打ちかえをかなり前にやっています、そこのところは舗装がまだ悪くないものから、その場所は、今回、舗装の打ちかえ箇所には入れてありません。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

確認します。600メートルについては、南足柄との行政境から開成町600メートル分がきれいになっているので、やらないということによろしいですか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課区画整理担当・基盤整備担当主幹（熊澤勝己）

そのとおりでございます。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。119号線の損害賠償について、私の認識では、今回の損害賠償は2回目、私は損害賠償の関係について、議会で論議した経過がございます。

1回目についても、やはりくぼみが出て、これで損害賠償を請求された。このときの教訓が生かされていないというのが非常に残念に思うのですね。

そこで、先ほどお話がございましたように、道路管理者の問題、あるいは職員の月に2回チェックするとか、こういうものが機能されていない結果が招いているのかという、私は非常に心配するんですけども、この損害賠償を契機にやはりきちんとした対応をしてもらいたい。この辺についての回答をお願いしたい。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

大変申しわけないと思っております。高橋議員の言うとおりでございます。

その後、前回、事故がありましたのは、平成21年3月になります。そのときも、やはり同じような感じで、タイヤとホイールに損傷があったと聞いております。それを踏まえて、月2回のパトロール、今まで1回だったものを月2回にいたしました。それとあと、特に119号線に関しては、大型の通行も多いということで、痛みも激しいものですから、常に119号線に関しては、職員が巡回をしていたということでもあります。今回は、大型車も通って、亀の子のような形で舗装が割れていたところ、また大型車がそれを少しはじいたみたいなところだったものですから、その辺も、うちのほうも常にそういうのがあれば、いろいろアスファルト、車を積んでありますので、対応はしていたんですが、少し気の緩みがあったのかもしれない。大変申しわけなく思っております。

今後はそういうことがないように、気をつけていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

月1回の巡視から月2回にしていると。巡視の結果というものが、きちんと報告書か、そういったもので確認されていないのではないのかなど。だから、全町こういうところを回って、こういう結果で、問題なかったと。こういう結果報告に基づいて安心・安全の道路の補修関係も、やはりしっかりやっていかなきゃいけないのかなというふうに感じるわけですね。今回で2回目だという教訓が生きていないのは非常に残念に思うわけですけども、やはり今後はこういったことが起きない体制づくり、この辺の考え方についてあわせてお聞かせ願いたい。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

また、職員同士の話し合い等もしまして、どういうことが一番いいのかというようなことに関しましては、ちょっと研究させていただきたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

全く議員のおっしゃるとおりでございまして、道路管理者としては、非常に心苦

しいところで、非常に遺憾に思っているわけですが、基本的にパトロールの体制強化、これはもちろん行っていくように改善をしていきたいと思えます。

それと全町的に、特に市街化区域は舗装状態の悪いところはかなり多くて、あるいは総合計画等の町民調査でも、道路整備事業が悪いというのはトップに来ている状況ですので、事務方としてはできる限り、第五次総合計画に位置づけた中で、打ちかえるのが最良のあれですから、できる限り予算を確保して、舗装等を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。ちょっと確認だけさせてください。月2回パトロールしていますが、この事故があった現場を、前回、巡回された日はいつごろだったか。そのときの状況がどうだったかということだけをお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

町道119号線に関しましては年明けに2回、ちょっと日にちまでは、今手元にないものですから、申しわけないのですけれども、2回行っているのは間違いありません。

それと確か私の記憶ですと、そこのところが悪かったものですから、常温鋼材、いわゆるアスファルトを積んでおりますので、その常温鋼材で一部補修はしたというふうな記憶はっております。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今回の専決処分、1万4,280円ということで、この程度で済んだからよかったなど。仮に人身事故、死亡事故が起きた場合に、大変なことになるとするのは、今後肝に銘じて道路管理を徹底していつてもらいたいなというところで、お願いをいたします。

先ほど部長答弁の中で、舗装工事をちゃんとしていればと言っていたんですが、これは新しいものでも損傷が起きる場合があるので、管理するというのは、舗装を打ちかえることではなくて、常に道路の維持状況を監視しているという部分に重きを置いていかないと、やはり前回の専決処分の反省を踏まえた中で、1回の巡視を2回にした。今回の反省の中では、どのように強化していくことが一番ポイントだと思うので、仮に人が亡くなって裁判になった場合に、どのような過失相殺があるのかといったときに、こういう起きた事例に対して、町がどのように管理をしていたかということが問われると思うので、やはりこれは現状維持ではなくて、一步後退するような形ではなくて、一步前進した形で構築をして、町全体の道路管理とい

うものを徹底していってもらいたいなというふうにつけ加えさせてもらいます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

議員のおっしゃるとおり、改善をしていきたいと思えます。

○議長（茅沼隆文）

以上で報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了いたします。

先ほどの質疑の中での答弁の追加がありますので、街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課都市計画担当主幹（小玉直樹）

私のほうから、先ほどの都市公園条例の質疑の中で、小林議員から、現況の都市公園プラス松ノ木河原公園と南部地区の5公園を足したものの一人当たりの公園面積、また鈴木議員から、水辺スポーツ公園を加えた場合の一人当たりの都市公園について、回答させていただきたいと思えます。

まず初めに、現状の6公園と松ノ木河原公園また、南部地区の5公園を加えた場合の一人当たりの公園面積については、平成22年の国勢調査の人口で割り返しますと、開成町全域では、1.95平米、1.2平米から1.95平米に少し上昇すると。それと市街化区域では、1.55平米から2.51平米になるということです。

なおかつ、今の松ノ木河原、南部地区の5公園プラス水辺スポーツ公園を入れた公園面積となると、開成町全域で、一人当たり5.98平米、約6平米になるというような形でございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時50分 散会